地方独立行政法人大阪市博物館機構談合情報対応マニュアル

第１編 総則

（目的）

第１条　このマニュアルは、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）が発注する工事請負、物品調達、業務委託及び修繕請負等の入札及び随意契約（以下「入札等」という。）に関し、談合情報を受けた場合又は不自然な入札等が行われた場合の取扱いについて必要な事項を定め、円滑・適正な調査及び審査に資することを目的とする。

（定義）

第２条　このマニュアルにおける用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　談合情報

談合等不正行為に関する情報をいう。

(2)　談合疑義事実

談合又は不正行為を疑うに足る不自然な状況（不自然な入札結果であった場合、談合等不正な入札の疑いが認められる場合）等の事実をいう。

(3)　談合情報等

談合情報及び談合疑義事実をいう。

(4)　入札参加者

事後審査型入札にあっては、入札書を提出した者をいい、事前審査型入札にあっては、法人が入札参加資格を有していると認めた者をいう。

(5)　事後審査型入札

開札後に予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（落札候補者）の入札参加資格を審査する一般競争入札をいう。

(6)　事前審査型入札

入札前に入札参加資格を審査する一般競争入札、公募型指名競争入札、指名競争入札、随意契約（プロポーザル方式や比較見積の場合等）をいう。

(7)　入札審査会

地方独立行政法人大阪市博物館機構入札審査会設置要綱に基づき設置している審査会をいう。

(8)　会長

入札審査会の会長をいう。

(9)　事務局

入札審査会の事務局をいう。

(10) 積算書等

見積った金額の根拠となる単価及び数量等が明らかにできるもので、入札価格算定の根拠となった積算書（金額等内訳を明示したもの）及び見積書をいう。

第２編 談合情報を受けた場合の対応

（談合情報を受けた場合の事務手続き）

第３条　談合情報を受けた場合は、次の手続きにより入札審査会において、今後の対応策を検討する。

(1) 談合情報の確認

談合情報を受けた場合の対応は、次のとおりとする。

ア　談合情報については、次に掲げる項目及びその他の事項について、できる限り当該事実を詳細に確認する。なお、新聞等の報道により談合情報を把握した場合も以下に準じて取り扱うものとする。

（ア）　情報提供者の氏名・住所・連絡先等

※情報提供者が報道機関であった場合は、報道機関名、所属部署名も確認する。

（イ）　案件名称・入札（予定）日又は開札日時

（ウ）　落札（予定）者名及び落札（予定）金額

（エ）　情報源（談合を知った経過等）

(2) 談合情報の報告

ア　談合情報を受けた者は、談合情報等報告書（様式１）を直ちに作成し、事務局に報告する。

イ　事務局は、当該談合情報等報告書の内容を確認したうえで速やかに会長に報告する。

ウ　法人職員が談合等不正行為に関与したことが疑われる情報があった場合については、事務局に対して直ちに報告するとともに、事務局の指示に基づき、内部監査室に報告する。

(3) 調査及び審議

入札審査会は、談合情報等に対する調査及び審議を行う。

また、原則として、案件名称、落札（予定）者名及び落札（予定）金額を明らかにした情報又は入札審査会が、信憑性が極めて高いと認めた情報を事情聴取等の調査対象とする。ただし、情報提供された内容と開札結果しなかった場合にはこの限りではない。

(4) 公正取引委員会及び大阪府警察への調査実施前の報告

会長が必要と認めるときは、公正取引委員会及び大阪府警察に対して、調査実施前で

あっても報告又は情報提供を行う。

(5) 大阪市入札等監視委員会への調査事案報告

会長が必要と認めるときは、調査を終結する前であっても、随時、大阪市入札等監視委員会へ報告し、調査方法等について意見を求めることができる。

（入札の執行及び調査の実施）

第４条　入札の執行及び調査の実施については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 開札前に談合情報を受けた場合

ア　事後審査型入札の場合

（ア）　原則として入札を執行する。また、開札するまで入札参加者が確認できないため、入札執行前に談合情報を受けた場合であっても、入札執行前の事情聴取は行わない。

（イ）　開札の結果、情報内容と入札結果が一致した場合には、原則として入札結果を公表せず入札事務を保留し、第６条の規定に基づき事情聴取等の調査を行う。

イ　事前審査型入札の場合

（ア）　原則として入札を執行する。ただし、不正な入札が行われていると会長が認めるとき又は談合の事実が明らかなときは、入札を中止又は入札期日を延期し、調査を実施する。

（イ）　開札の結果、情報内容と入札結果が一致した場合には、原則として入札結果を公表せず入札事務を保留し、第６条の規定に基づき事情聴取等の調査を行う。

(2) 開札後契約締結前に談合情報を受けた場合

開札後契約締結までの間に談合情報を受けた場合において、入札審査会が調査の必要があると判断したときは、以後の入札結果公表及び入札を保留し、第６条の規定に基づき調査対象者に対し事情聴取等の調査を行う。

(3) 契約締結後に情報を受けた場合

前２号に準じて取り扱うものとする。

（調査対象者）

第５条　当該談合情報等により談合等の不正行為に関与していると疑われる入札参加者（入札を辞退したものを含む。）については、原則として事情聴取の対象とする。ただし、次の場合は、それ以外の者も調査対象とすることができる。

(1) 談合情報の内容及び開札の状況により、調査する必要がある場合。

(2) 調査対象案件と開札日及び発注担当の所属が同一の入札において、同じ業者が参加しており、かつ開札の結果が調査対象案件と類似している場合。

(3) 特に調査が必要であると会長が判断した場合。

２　前項に関わらず、開札後に談合情報を受けた場合においては、入札審査会が調査対象者

を判断する。

（事情聴取等の調査）

第６条　調査対象者には、次のとおり事情聴取等の調査を行う。

(1) 事情聴取担当者

事情聴取は、原則として当該入札等担当の係長を含む複数名で行い、課長代理以上の職にある者の立会いのもとで行うものとする。

(2) 事情聴取

入札審査会で事情聴取を行うと判断した場合は、事務局は速やかに次のとおり事情聴取を実施する。

ア　調査対象者における入札又は積算に関する実質的な責任者に対して、原則として事情聴取を行う。

イ　事情聴取後、その場で事情聴取の内容を記録した事情聴取書（様式２）を作成し、事情聴取の対象者に内容の確認を行ったうえで対象者本人に署名を求める。

ウ　事情聴取の対象者が談合の事実を否認している場合は、事情聴取書の提出後、事情聴取の内容について社内調査を依頼し、その際、社内調査終了後に誓約書（様式３）を提出することを求める。

(3) 積算内容調査

事情聴取時には、調査対象者から積算書等の提出を求めて調査を行う。ただし、入札審査会が積算内容調査の必要がないと判断した場合はこの限りではない。

調査対象者に提出を求める際には、積算書等に商号又は名称、代表者の役職、氏名及び担当者の役職、氏名を記載したものを提出するように求める。

提出された資料は、談合の蓋然性が高いと判断し入札を中止又は無効にした場合を除き、原則として調査及び審議が終了した後、速やかに返却する。

２　調査対象者が、事情聴取に応じない又は提出を求められている誓約書等を提出しないなど法人職員の指示に従わない場合は、地方独立行政法大阪市博物館機構競争入札参加者心得に違反するものとして、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領別表第２項第２号に定める期間、競争入札参加停止措置の対象となる旨を説明する。

（調査を行う場合の公表）

第７条　事情聴取等の調査を行う場合は、入札期日の延期又は中止もしくは落札決定又は落札候補者の決定の保留について、次のとおり公表する。

(1) 開札前に事情聴取を行うにあたり、不正な入札が行われるおそれがあると認められるため、入札期日を延期又は中止する場合の公表は、法人ホームページにより行う。

(2) 開札後に事情聴取を行うため、落札決定又は落札候補者を保留する場合は、電子メールにより全ての入札者に通知する。

第３編　談合疑義事実が認められた場合の対応

（談合疑義事実が認められた場合の事務手続き）

第８条　談合疑義事実を把握した職員は、談合情報等報告書（様式１）を直ちに作成し、事務局に報告する。その他の事務手続き等については、前編「談合情報を受けた場合の対応」を準用する。

第４編 調査及び審議後の対応等

（調査及び審議後の対応）

第９条　調査及び審議後の対応は、次のとおりとする。

(1) 調査・審議後、談合等不正行為が認められた場合等

ア　開札前にあっては、入札を中止する。

イ　開札後落札決定前にあっては、談合等不正行為が認められた者の当該入札書を無効とする。

ウ　落札決定後契約締結前にあっては、談合等不正行為が認められた落札者と契約を締結しない。

エ　契約締結後にあっては、当該契約の進捗状況等を考慮し、契約解除の可否を判断するものとする。

(2) 調査・審議後、談合等不正行為が認められなかった場合

当該調査を終了するとともに、必要な入札等の手続きを進める。

（関係機関への報告等）

第 10 条　調査の結果、談合等不正行為が認められた場合は、公正取引委員会に対して報告等（私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律第 45 条第１項又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条）を行い、談合等不正行為が認められなかった場合は情報提供を行う。また、会長が必要と認める場合は、大阪府警察に対して告訴（刑事訴訟法第 230 条）、告発（刑事訴訟法第 239 条第２項）又は情報提供を行う。

２　前項に定める報告等、告訴、告発又は情報提供にあっては、原則として次の資料を添付する。

(1) 談合情報等報告書（写）

(2) 事情聴取書（写）

(3) 誓約書（写）

(4) 入札経過調書

(5) その他、談合の物証となりえる資料等（写）

３　報告等の時期

報告等については、調査が完了したときのほか、追加の談合情報等があったときや、入札手続等の取扱いに係る結論を得たときなど、手続きの各段階において必要に応じ行う。

４　報告等の方法

関係機関に対する報告については、事務局行うものとする。

５　報告後の対応

報告後、内容の詳細説明等について関係機関から協力要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

（大阪市入札等監視委員会への報告）

第 11 条　このマニュアルで対応した談合情報等については、必要に応じて大阪市入札等監視委員会に報告するものとする。

（談合情報等の管理）

第 12 条　談合情報等に関連する資料については、特に情報提供者の秘密保持について配慮し、大阪市情報公開条例第７条の規定により適切に対応する。

（その他）

第 13 条　このマニュアルの対象となっていない契約において談合情報等を受けた場合は、このマニュアルを準用して対応することができる。

２　このマニュアルに定めのない事項や、このマニュアルに定める手続により難い場合は、入札審査会において手続を定め、適宜必要と認められる措置をとることができる。

附　則

このマニュアルは、令和５年６月１日から施行する

（様式１）

談 合 情 報 等　報 告 書

令和　　年　　月　　日

情報受付日時又は 事実を得た日時	令和　　年　　月　　日（　　）　午前・午後　　時　　分
情報の手段	・電 話　　・書 面　　・面 談　　・報 道（　　）
受信者	
案件名称	
公告日	
入札（予定）日 又は開札日時	令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分
情報提供者	①　氏名 ②　住所 ③　連絡先
情報の具体的内容 （談合疑義事実の場合は、談合があると疑うに足りる事実を得た根拠）	①　落札（予定）者名 ②　落札（予定）金額 ③　誰が（行為の主体者）誰と（共同行為者） ・いつ（日時） ・どこで（場所） ・どんな方法で何をした ④　情報源（談合を知った経過等）
応答の概要	
備考 （その他情報提供者が話したこと等）	

※適宜、参考資料（公告文、入札説明書、入札経過調書等）を添付すること。

（様式2）

事 情 聴 取 書

案 件 名 称 （ 対象案件 ）			
業　者　名 事情聴取をうけた者			
事情聴取者			
日　　時	令和　　年　　月　　日（　　）午前 ・午後　　時　　分 ～　　時　　分		
場　　所			
積算書等	□有り （　　件）	□無し	積算書等の提出が無い場合の理由

【聴取内容】 ※聴取する内容については、通報内容や入札経過等により事例を参考に適宜判断する。

【業者側回答】 ※聴取内容は可能な限り具体的に記載すること。

上記回答内容について相違ございません。
また、この事情聴取書及び本件に関する調査書類を関係機関に送付することに同意いたします。

令和　　年　　月　　日

会 社 名

役 職 名

氏　　名

（様式３）

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

地方独立行政法人大阪市博物館機構
理事長　真鍋 精志　様

住所又は事業所所在地

商 号 又 は 名 称

氏名又は代表者氏名　　㊞

（契約書に押印する印鑑と同一印）

事情聴取を受けた者
氏　　名

下記の入札について、貴法人の事情聴取において、事情聴取を受けた者が述べたことは事実に相違なく、調査において提出した資料の記載事項は事実と相違ないこと、また、本件入札にあたり入札参加者間における談合その他不正行為等（入札価格又は入札意思についての相談等）は行っておらず、社内調査した結果においても不正な行為を行った事実が全く存在しなかったことをご報告します。

また、「地方独立行政法人大阪市博物館機構競争入札参加者心得」に定める事項を遵守していること、今後とも法令及び「地方独立行政法人大阪市博物館機構競争入札参加者心得」を遵守することを誓約いたします。

今後、上記内容に反する事実又は談合その他不正行為が判明した場合には、参加停止措置や損害賠償請求等、貴法人がいかなる措置をとられても異議のないことを併せて誓約いたします。

なお、この誓約書の写し及び本件に関する一切の調査書類が公正取引委員会及び大阪府警察に送付されても、異議はありません。

記

１　案　件　名　称

２　入札（開札）日時　　令和　　年　　月　　日（　　）　午前・午後　　時　　分